（短期大学設置基準の一部改正）

第四条　短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　学科（第三条・第三条の二）	第二章　学科（第三条）
第三章～第十二章　［略］	第三章～第十二章　［同上］
附則	附則
第二章　学科	**第二章**　学科
（学科連係課程実施学科）	［条を加える。］
第三条の二　短期大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該短期大学に置かれる二以上の学科（この条の規定により置かれたものを除く。）との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の学科が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学科（以下この条及び別表第一において「学科連係課程実施学科」という。）を置くことができる。	
2　学科連係課程実施学科に係る専任教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、前項に規定する二以上の学科（以下この条において「連係協力学科」という。）の専任教員がこれを兼ねることができる。	
3　学科連係課程実施学科に係る専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学科の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもつて足りるものとする。	
4　学科連係課程実施学科の収容定員は、連係協力学科の収容定員の内数とし、当該学科連係課程実施学科ごとに学則で定めるものとする。	
5　この省令において、この章、第四条、第二十二条、第三十一条、第三十二条、第十章から第十二章まで、第五十条、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学科連係課程実施学科を含むものとする。	
第五章　卒業の要件等	**第五章**　卒業の要件等
（入学前の既修得単位等の認定）	（入学前の既修得単位等の認定）
第十六条　短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第十七条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	**第十六条**　短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第十七条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2～4　［略］	2～4　［同上］